

東京都公報

発行
東京都

目次

- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………一
- ………（都市整備局都市基盤部交通企画課）………一
- 建築基準法による一団地の区域……………一
- ………（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課）………一
- 都道の区域変更……………一
- ………（建設局道路管理部路政課）………一
- 海岸保全区域の指定……………三
- ………（港湾局港湾経営部経営課）………三
- 海岸保全区域の海岸管理者……………五
- ………（同）………五
- 告 示（選）
- 東京都議会議員補欠選挙（大田区選挙区）の選挙期日……………七
- 東京都議会議員補欠選挙（大田区選挙区）の選挙会場の場所及び日時……………七
- 東京都議会議員補欠選挙（大田区選挙区）における開票事務と選挙会事務の合同……………七
- 東京都議会議員補欠選挙（大田区選挙区）における選挙公報掲載申請期限……………七
- 公 告
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し（二件）……………七
- ………（主税局課税部課税指導課）………七
- 開発行為に関する工事完了……………七

………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）………七

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二件）……………八

………（産業労働局商工部地域産業振興課）………八

○東京都議会議員補欠選挙（大田区選挙区）における告示……………九

………（東京都選挙管理委員会）………九

正 誤

○令和五年三月三十一日付雑報……………一〇

○令和五年三月三十一日付雑報（東京都職員共済組合規程第二号）……………一〇

告 示

●東京都告示第六百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十八年東京都告示第九百九号東京都市計画駐車場事業大田第九号蒲田駅東口地下自転車駐車場の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年五月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 大田区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画駐車場事業大田第九号蒲田駅東口地下自転車駐車場
- 三 事業施行期間 平成二十八年四月二十八日から令和十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第六百七十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和五年五月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日 認定年月日
対象区域の地名地番

多摩市諏訪二丁目一番一から同番七
まで、二番、三番一から同番十二ま
で、四番、七番から十番まで、諏訪

三丁目一番、二番、同番二、三番、
四番、同番二から同番四まで、五番、
十一番、十八番、同番二、十九番の
一部及び二十番

- 二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課（立川市錦町四丁目六番三号）

●東京都告示第六百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年五月二十六日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和五年五月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 路線名 世田谷町田

二 変更の区間 町田市金井ヶ丘三丁目二千六十三番六地

先から同所二千六十七番三地先まで

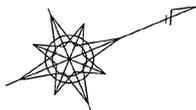
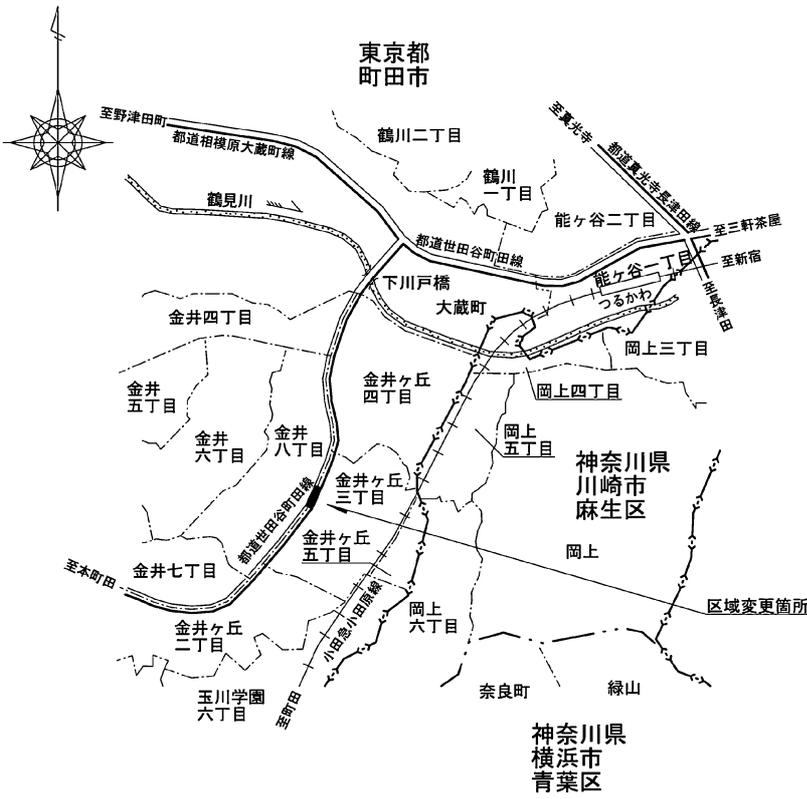
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

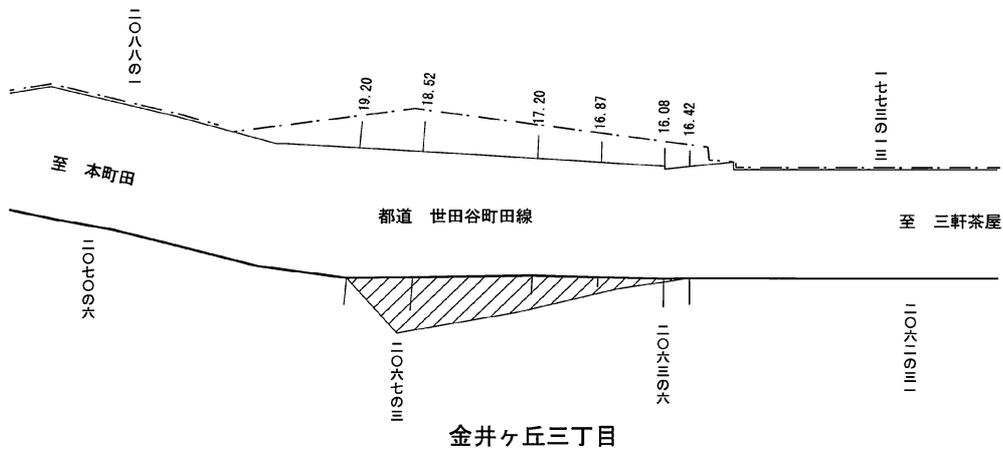
都道世田谷町田線区域変更略図
町田市金井ヶ丘三丁目地内



延長 四八・九五メートル
面積 二〇八・六〇平方メートル



町田市
金井八丁目



●東京都告示第六百七十九号

海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条第一項の規定に基づき、東京港海岸に係る次に掲げる区域を海岸保全区域として指定する。

なお、この関係図書は、東京都港湾局港湾経営部に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年五月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 海岸名

(沿岸) 東京湾(海岸) 東京港

(地区海岸) 港南地区(地先海岸) 糀谷羽田

二 区域

基点一から基点八までを順次直線で結んだ線及び基点八と基点一とを結んだ線により囲まれた区域

基点一 大田区東糀谷六丁目(北緯三十五度三十三分三十一・九四五一三秒、東経百三十九度四十四分五十九・六九六四九秒)の地点

基点二 基点一から百八十二度四十一分三十七秒十五・〇二メートルの地点

基点三 基点二から二百六十七度五十三分六秒四・五〇メートルの地点

基点四 基点三から百七十七度五十四分六秒十・〇メートルの地点

基点五 基点四から百七十七度五十四分五秒十四・六九メートルの地点

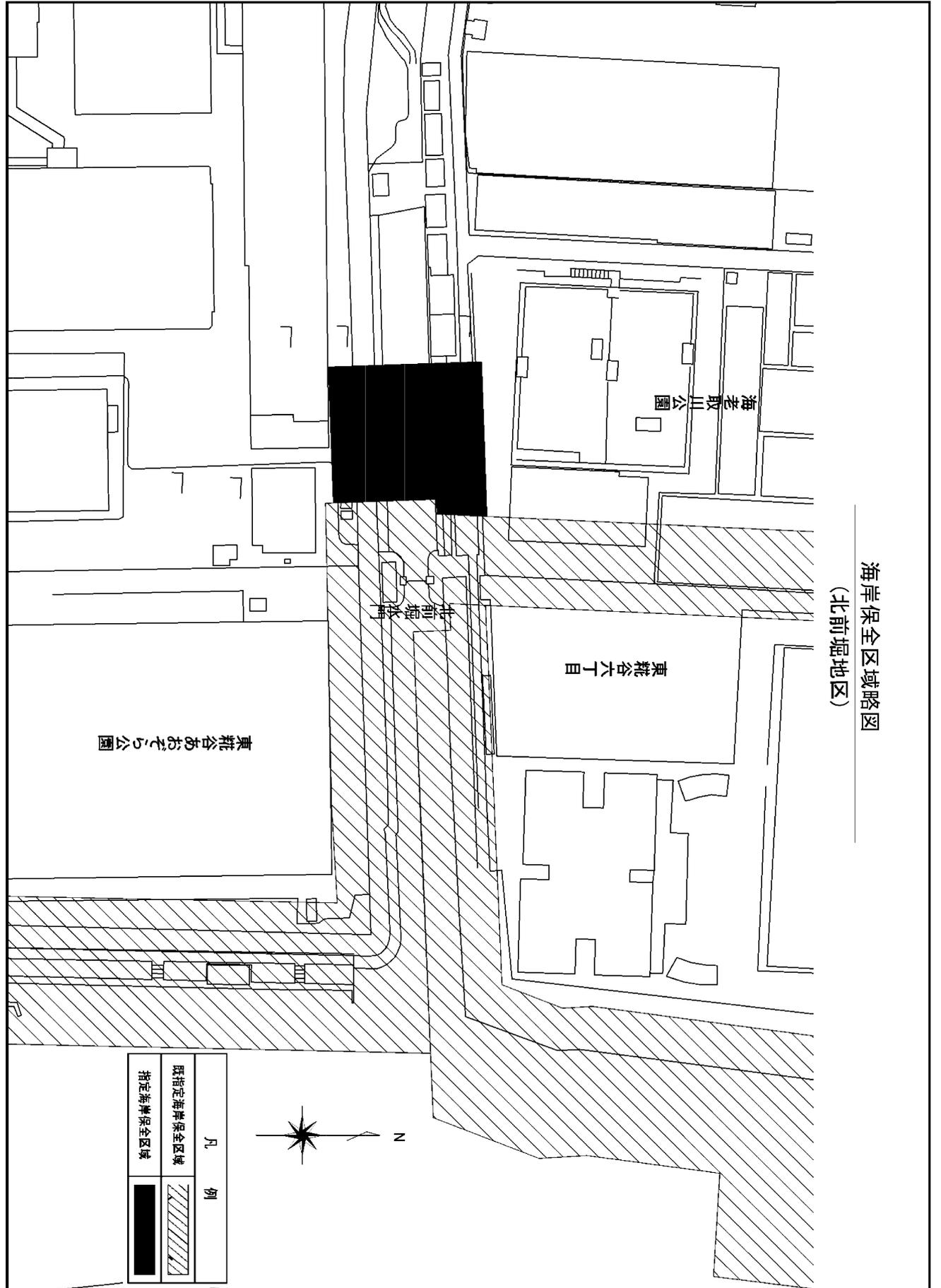
基点六 基点五から百七十七度五十三分二十六秒六・三三メートルの地点

基点七 基点六から二百六十七度五十九分五十七秒四十一・二二メートルの地点

基点八

基点七から三百五十七度五十九分五十七秒四十六・〇〇メートルの地点

海岸保全区域略図 次図のとおり



海岸保全区域略図
(北前堀地区)

凡	例
既指定海岸保全区域	
指定海岸保全区域	

●東京都告示第六百八十号

令和五年東京都告示第六百七十九号により指定した東京
港海岸保全区域について、海岸法（昭和三十一年法律第百
一号）第五条第四項に規定する協議が成立したので、同条
第八項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年五月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 海岸管理者 東京港港湾管理者の長

二 区域

基点一から基点八までを順次直線で結んだ線及び基点
八と基点一とを結んだ線により囲まれた区域

基点一 大田区東糀谷六丁目（北緯三十五度三十三
分三十一・九四五一三秒、東経百三十九度
四十四分五十九・六九六四九秒）の地点

基点二 基点一から百八十二度四十一分三十七秒十
五・〇二メートルの地点

基点三 基点二から二百六十七度五十三分六秒四・
五〇メートルの地点

基点四 基点三から百七十七度五十四分六秒十・〇
メートルの地点

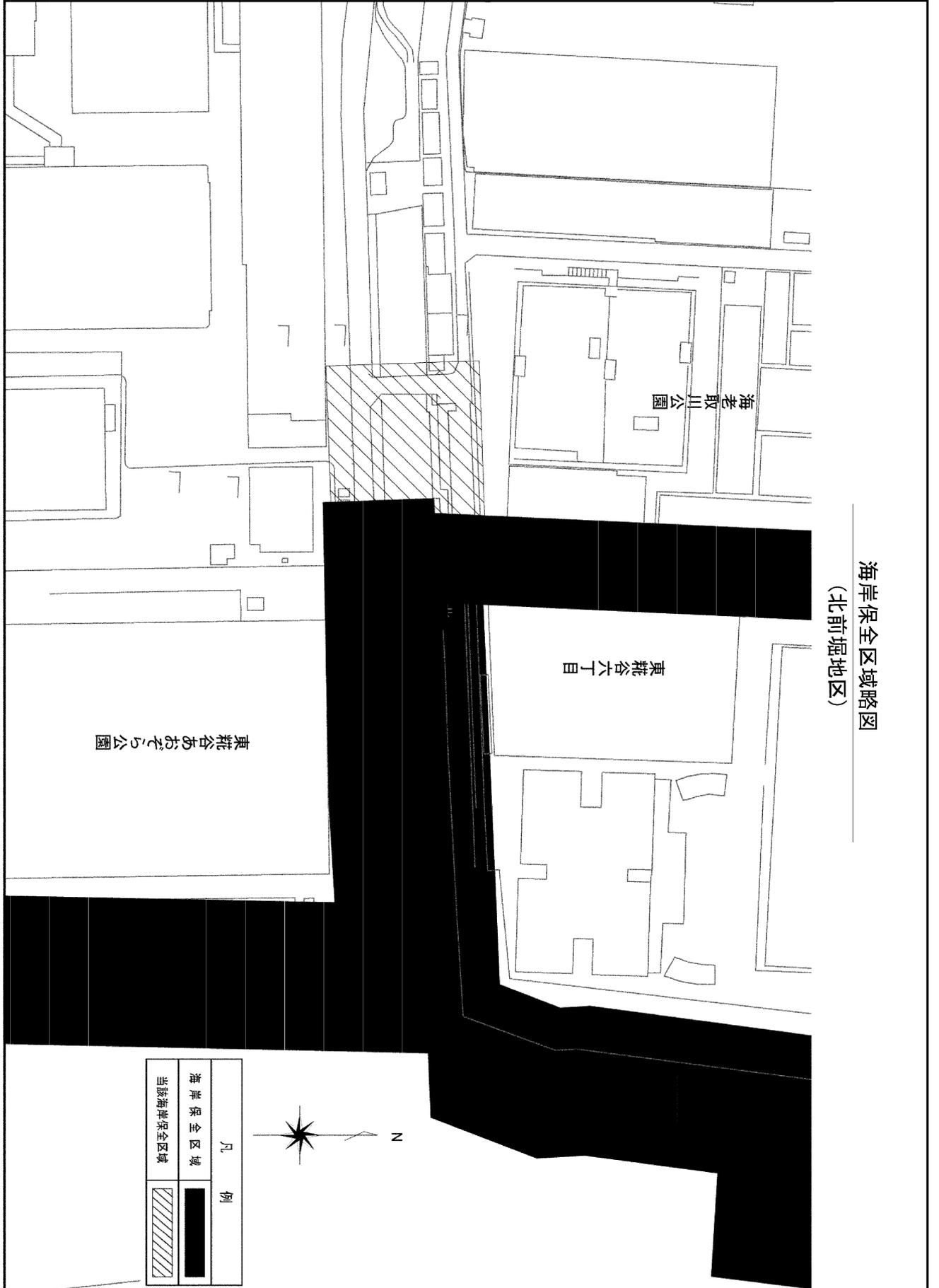
基点五 基点四から百七十七度五十四分五秒十四・
六九メートルの地点

基点六 基点五から百七十七度五十三分二十六秒六
・三三メートルの地点

基点七 基点六から二百六十七度五十九分五十七秒
四十一・二一メートルの地点

基点八 基点七から三百五十七度五十九分五十七秒
四十六・〇〇メートルの地点

海岸保全区域略図 次図のとおり



告示(選)

●東京都選挙管理委員会告示第四十号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十三条第一項第五号の規定により、東京都議会議員補欠選挙(大田区選挙区)を次の期日に行う。

なお、選挙すべき議員の数は二である。

令和五年五月二十六日

東京都選挙管理委員会

選挙期日 令和五年六月四日

●東京都選挙管理委員会告示第四十二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十八条の規定により、令和五年六月四日執行の東京都議会議員補欠選挙(大田区選挙区)における選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

令和五年五月二十六日

東京都選挙管理委員会

場所 大森スポーツセンター

大田区大森本町二丁目二番五号

日時 令和五年六月四日 午後九時

●東京都選挙管理委員会告示第四十三号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十九条第一項の規定により、令和五年六月四日執行の東京都議会議員補欠選挙(大田区選挙区)において、開票の事務を選挙会の事務に併せて行う。

令和五年五月二十六日

東京都選挙管理委員会

●東京都選挙管理委員会告示第四十四号

東京都議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例(昭和三十八年東京都条例第三号)第三条第一項の規定により、令和五年六月四日執行の東京都議会議員補欠選挙(大田区選挙区)における選挙公報掲載申請期限を次のとおり定めた。

令和五年五月二十六日

東京都選挙管理委員会

選挙公報掲載申請期限 令和五年五月二十六日 午後五時

公告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

ついて

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四条の九第三項及び東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)第百三条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

令和五年五月二十六日

東京都知事 小池 百合子

氏名又は代表者の主たる事務所又は事業所の所在地 取消年月日

名称 氏名 東京石油 早川 昭子 港区海岸三丁目七番十三号 令和五年三月三十一日

販売有限 会社

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四条の九第三項及び東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)第百三条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

令和五年五月二十六日

東京都知事 小池 百合子

氏名又は代表者の主たる事務所又は事業所の所在地 取消年月日

名称 氏名 中央シエ 佐々木 昭 文京区本郷二丁目十五番十三号 令和五年三月三十一日

ル石油販売株式会社

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年五月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

青梅市塩船百四十九番の一部、青梅市野上町三丁目八番地 一番一、同番一地先及び二百 丸和産業株式会社

一番二の一部 代表取締役 塩野 仁史

あきる野市小川字小仲六百六 西東京市芝久保町四丁目二十番一、六百六十一番二、六十番三十三号

百六十二番一及び六百六十五 株式会社東栄住宅 代表取締役 佐藤 千尋

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年五月二十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和五年五月二十六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 店舗名 楽天地ビル
二 店舗所在地 墨田区江東橋四丁目二十七番十四号
三 設置者名 株式会社東京楽天地
四 設置者住所 墨田区江東橋四丁目二十七番十四号
五 変更前の小売業者の氏名又は名称 合同会社西友ほか二名
六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社西友ほか二名
七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社パルコ
八 変更前の小売業者 牧山 浩三

九 変更後の小売業者の代表者名 川瀬 賢二

十 変更日 令和五年三月一日ほか

十一 届出日 令和五年三月三十一日

十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十三 縦覧期間 令和五年五月二十六日から同年九月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 K・P共同ビル
二 店舗所在地 武蔵野市吉祥寺本町一丁目六番地
三 設置者名 株式会社パルコほか十三名
四 設置者住所 豊島区南池袋一丁目二十八番二号ほか
五 変更を行った設置者名 株式会社パルコ
六 変更前の設置者の代表者名 牧山 浩三
七 変更後の設置者の代表者名 川瀬 賢二
八 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社関家具ほか五十七名
九 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社関家具ほか五十三名
十 変更を行った小売業者 株式会社関家具ほか十六名

業者の氏名又は名称

十一 変更前の小売業者の住所 福岡県大川市大字幡保九十八番地七(株式会社関家具)ほか

十二 変更後の小売業者の住所 福岡県大川市大字幡保二百一番地一(株式会社関家具)ほか

十三 変更前の小売業者の代表者名 関 文彦(株式会社関家具)ほか

十四 変更後の小売業者の代表者名 関 正(株式会社関家具)ほか

十五 変更日 令和五年三月一日ほか

十六 届出日 令和五年四月五日

十七 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十八 縦覧期間 令和五年五月二十六日から同年九月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十九 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 板橋蓮根SC
二 店舗所在地 板橋区蓮根二丁目九番十二号
三 設置者名 株式会社ファーストリテイリング
四 設置者住所 山口県山口市佐山一万七百七十七番地一
五 変更前の店舗名 (仮称)板橋蓮根計画
六 変更後の店舗名 板橋蓮根SC
七 変更前の店舗所在地 板橋区蓮根二丁目三十五番地四の一部ほか

<p>八 変更後の店舗所在地 板橋区蓮根二丁目九番十二号</p>	<p>十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>二 店舗所在地 北区王子五丁目一番地一 独立行政法人都市再生機構</p>
<p>九 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ファーストリテイリング ほか一名</p>	<p>十一 縦覧期間 令和五年五月二十六日から同年九月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>三 設置者名 神奈川県横浜市中央区本町六丁目五番地一</p>
<p>十 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ユニクロほか二名</p>	<p>十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>四 設置者住所 神奈川県横浜市西区本町六丁目五番地一</p>
<p>十一 変更日 令和五年四月二十一日ほか</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第四項及び法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p>	<p>五 変更前の店舗面積の合計 二千七十一平方メートル</p>
<p>十二 届出日 令和五年五月二日</p>	<p>十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>六 変更後の店舗面積の合計 千九百八十平方メートル</p>
<p>十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>「法」という。)附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第四項及び法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p>	<p>七 変更日 令和五年五月十二日</p>
<p>十四 縦覧期間 令和五年五月二十六日から同年九月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)」「(二)住所(団体にあつては所在地)」「(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年五月二十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。</p>	<p>八 届出日 令和五年五月十一日</p>
<p>十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>令和五年五月二十六日 東京都知事 小池 百合子 王子五丁目団地10号棟</p>	<p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>
<p>一 店舗名 大手町ビル</p>	<p>令和五年六月四日執行の東京都議会議員補欠選挙(大田区選挙区)において、東京都選挙執行規程(平成十二年東京都選挙管理委員会告示第三十六号)第四条ただし書及び東京都選挙管理委員会規程(昭和四十四年東京都選挙管理委員会規程第一号)第十二条ただし書の規定による告示については、令和五年五月二十六日から同年六月十九日までの間、東京都庁第一本庁舎南側掲示板を使用して行う。</p>	<p>十 縦覧期間 令和五年五月二十六日から同年九月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>
<p>二 店舗所在地 千代田区大手町一丁目六番一号</p>	<p>令和五年五月二十六日</p>	<p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>三 設置者名 三菱地所株式会社ほか一名</p>	<p>令和五年五月二十六日</p>	<p>東京都議会議員補欠選挙(大田区選挙区)における告示について</p>
<p>四 設置者住所 千代田区大手町一丁目一番一号ほか</p>	<p>令和五年五月二十六日</p>	<p>令和五年六月四日執行の東京都議会議員補欠選挙(大田区選挙区)において、東京都選挙執行規程(平成十二年東京都選挙管理委員会告示第三十六号)第四条ただし書及び東京都選挙管理委員会規程(昭和四十四年東京都選挙管理委員会規程第一号)第十二条ただし書の規定による告示については、令和五年五月二十六日から同年六月十九日までの間、東京都庁第一本庁舎南側掲示板を使用して行う。</p>
<p>五 変更を行った設置者名 三菱地所株式会社</p>	<p>令和五年五月二十六日</p>	<p>令和五年六月四日執行の東京都議会議員補欠選挙(大田区選挙区)において、東京都選挙執行規程(平成十二年東京都選挙管理委員会告示第三十六号)第四条ただし書及び東京都選挙管理委員会規程(昭和四十四年東京都選挙管理委員会規程第一号)第十二条ただし書の規定による告示については、令和五年五月二十六日から同年六月十九日までの間、東京都庁第一本庁舎南側掲示板を使用して行う。</p>
<p>六 変更前の設置者の代表者名 吉田 淳一</p>	<p>令和五年五月二十六日</p>	<p>令和五年六月四日執行の東京都議会議員補欠選挙(大田区選挙区)において、東京都選挙執行規程(平成十二年東京都選挙管理委員会告示第三十六号)第四条ただし書及び東京都選挙管理委員会規程(昭和四十四年東京都選挙管理委員会規程第一号)第十二条ただし書の規定による告示については、令和五年五月二十六日から同年六月十九日までの間、東京都庁第一本庁舎南側掲示板を使用して行う。</p>
<p>七 変更後の設置者の代表者名 中島 篤</p>	<p>令和五年五月二十六日</p>	<p>令和五年六月四日執行の東京都議会議員補欠選挙(大田区選挙区)において、東京都選挙執行規程(平成十二年東京都選挙管理委員会告示第三十六号)第四条ただし書及び東京都選挙管理委員会規程(昭和四十四年東京都選挙管理委員会規程第一号)第十二条ただし書の規定による告示については、令和五年五月二十六日から同年六月十九日までの間、東京都庁第一本庁舎南側掲示板を使用して行う。</p>
<p>八 変更日 令和五年四月一日</p>	<p>令和五年五月二十六日</p>	<p>令和五年六月四日執行の東京都議会議員補欠選挙(大田区選挙区)において、東京都選挙執行規程(平成十二年東京都選挙管理委員会告示第三十六号)第四条ただし書及び東京都選挙管理委員会規程(昭和四十四年東京都選挙管理委員会規程第一号)第十二条ただし書の規定による告示については、令和五年五月二十六日から同年六月十九日までの間、東京都庁第一本庁舎南側掲示板を使用して行う。</p>
<p>九 届出日 令和五年五月八日</p>	<p>令和五年五月二十六日</p>	<p>令和五年六月四日執行の東京都議会議員補欠選挙(大田区選挙区)において、東京都選挙執行規程(平成十二年東京都選挙管理委員会告示第三十六号)第四条ただし書及び東京都選挙管理委員会規程(昭和四十四年東京都選挙管理委員会規程第一号)第十二条ただし書の規定による告示については、令和五年五月二十六日から同年六月十九日までの間、東京都庁第一本庁舎南側掲示板を使用して行う。</p>

令和五年五月二十六日

東京都選挙管理委員会

正誤

○令和五年三月三十一日付雑報

ページ一段一行	誤	正
増刊29 上	一四 第四十七条の項	第四十七条の項 中欄
一五 第四十七条の二の項	同表第四十七条の二の項	

○令和五年三月三十一日付雑報(東京都職員共済組合規程

第二号)

ページ一段一行	誤	正
増刊29 上	三 10月	9月
四	午後6時	午後5時

発行所
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

